

「速旅 ハケ岳リゾートアウトレットドライブプラン」に係る  
速旅商品券類付ドライブプラン共通規約別表

「速旅 ハケ岳リゾートアウトレットドライブプラン」のご利用においては、速旅商品券類付ドライブプラン共通規約とともに、以下の別表1から別表12までが適用されます。

別表1：商品券類の内容

名称	ハケ岳リゾートアウトレットお買物割引券
額面	4,000円
販売価格	3,800円
券構成	500円券×8枚+【特典】スペシャルクーポン
発行者	株式会社ハケ岳モールマネジメント
有効期限	ハケ岳リゾートアウトレットが指定する発行日から翌月末日まで
使用方法	別表5の引換窓口においてお買物割引券（実券）を発行。購入金額が額面に満たない場合においても釣銭は支払われない

別表2 商品券類利用可能施設

利用対象施設名	ハケ岳リゾートアウトレット
---------	---------------

別表3：本プランの利用可能期間

利用可能期間	2023年5月9日(火)～2023年12月25日(月)
--------	-----------------------------

※ただし、以下に該当する日はお買物割引券へのお引換えができません。

- ・2023年7月17日(月)～8月20日(日)
- ・申し込み内容入力時の「施設利用日・引換日選択」で「×申込不可」となっている日

別表4：本プランの申込期限

申込期限	高速定額利用（出発）日の前日まで
------	------------------

別表5：商品券の引換場所

施設名称	住所	引換対応時間
ハケ岳リゾートアウトレット内「インフォメーション」	山梨県北杜市小淵沢町4000	営業時間内

**別表 6：商品券の引換方法**

申込確認書の媒体	商品券の引換方法
スマートフォン・タブレット端末の画面、または各自で紙に印刷し、所定欄に申込者が署名をした申込確認書	別表 5 に記載の引換場所において左記媒体による申込確認書を提出するとともに、運転免許証等の身分証明書を提示してください。本人確認ができた場合にのみ、申込確認書を商品券に引き換えることができます。

別表 7：発着付き周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	お買物割引券 引換日 (※1)
お買物割引券 ①-A<発着付き> 首都圏→ 山梨・諏訪プラン 3日間 静岡DP②	①	A	<u>9,200円</u> (内訳) 高速定額利用分 5,400円 お買物割引券分 3,800円	<u>8,100円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,300円 お買物割引券分 3,800円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大3日 間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち1日
お買物割引券 ②-D<発着付き> 中京圏→ 甲府・富士プラン 2日間 山梨DP⑨	②	D	<u>9,300円</u> (内訳) 高速定額利用分 5,500円 お買物割引券分 3,800円	<u>8,200円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,400円 お買物割引券分 3,800円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大2日 間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち1日

※1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 8：発着なし周遊エリア内乗り放題コースの料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	お買物割引券 引換日 (※1)
お買物割引券 B<発着なし> 山梨～諏訪プラン 3日間 山梨DP⑦	B	<u>7,700円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,900円 お買物割引券分 3,800円	<u>6,900円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,100円 お買物割引券分 3,800円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大3日 間	左記の高速定額利 用可能期間のうち 1日
お買物割引券 C<発着なし> 静岡～諏訪プラン 2日間 山梨DP⑤	C	<u>7,600円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,800円 お買物割引券分 3,800円	<u>6,800円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,000円 お買物割引券分 3,800円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大2日 間	左記の高速定額利 用可能期間のうち 1日

※1 速旅商品券類付ドライブプラン共通規約第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 9 : 高速定額利用 (発着エリア)

番号	対象路線	対象インターチェンジ
①	東名高速道路	東京 IC(※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※1)
	中央自動車道	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC
②	東名高速道路	豊川 IC、音羽蒲郡 IC、岡崎 IC、豊田上郷スマート IC、豊田 IC、東名三好 IC、長久手 IC(※2)、名古屋 IC(※3)、守山スマート IC、春日井 IC、小牧 IC(※4)
	新東名高速道路	新城 IC、岡崎東 IC
	伊勢湾岸自動車道	豊田東 IC、豊田南 IC、刈谷スマート IC、豊明 IC、名古屋南 JCT(※5)、大府 IC、東海 IC/JCT(※4)、名港潮見 IC、名港中央 IC、飛島 IC/JCT(※3)
	名神高速道路	小牧 IC(※4)、一宮 IC(※4)、岐阜羽島 IC
	中央自動車道	小牧東 IC、多治見 IC、土岐 IC
	東海北陸自動車道	一宮稲沢北 IC、一宮西 IC、尾西 IC、一宮木曾川 IC、岐阜各務原 IC、関 IC、美濃 IC
東海環状自動車道	豊田松平 IC、鞍ヶ池スマート IC、豊田勤八 IC、豊田藤岡 IC、せと赤津 IC、せと品野 IC、土岐南多治見 IC、五斗蒔スマート IC、可児御嵩 IC、美濃加茂 IC、富加関 IC、関広見 IC	

- ※1 東京 IC と高井戸 IC、横浜青葉 IC/JCT は首都高速道路からも連続した走行でご利用いただけますが、本プランの料金とは別に首都高速道路の料金が必要です(復路も同様)。
- ※2 名古屋瀬戸道路の長久手 IC から連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋瀬戸道路の通行料金が必要です(復路も同様)。
- ※3 名古屋 IC、飛島 IC/JCT では、名二環からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環の通行料金が必要です(復路も同様)。
- ※4 小牧 IC、東海 IC/JCT 及び一宮 IC では、名古屋高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋高速道路の通行料金が必要です(復路も同様)。
- ※5 名古屋南 JCT では、名二環又は名古屋高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名二環又は名古屋高速道路の通行料金が必要です(復路も同様)。なお、名古屋南 IC はご利用になれません。

**別表 10：高速定額利用（周遊エリア）**

記号	区間名
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路(横浜町田 IC～焼津 IC)</li> <li>・ 新東名高速道路 (海老名南 JCT～新秦野 IC、新御殿場 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT)</li> <li>・ 中央自動車道(八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～諏訪 IC)</li> <li>・ 首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT)</li> <li>・ 中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT)</li> <li>・ 小田原厚木道路(全線)</li> <li>・ 西湘バイパス(全線)</li> <li>・ 新湘南バイパス(全線)</li> <li>・ 東富士五湖道路(全線)</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央自動車道(八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～諏訪 IC)</li> <li>・ 首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～相模原愛川 IC)</li> <li>・ 中部横断自動車道(六郷 IC～双葉 JCT)</li> <li>・ 東富士五湖道路(全線)</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路(富士 IC～焼津 IC)</li> <li>・ 新東名高速道路(新富士 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT)</li> <li>・ 中央自動車道(甲府南 IC～諏訪 IC)</li> <li>・ 中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT)</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路(富士 IC～三ヶ日 JCT)</li> <li>・ 新東名高速道路(新富士 IC～三ヶ日 JCT、清水 JCT～新清水 JCT)</li> <li>・ 中央自動車道(甲府南 IC～瑞浪 IC)</li> <li>・ 長野自動車道(岡谷 JCT～安曇野 IC)</li> <li>・ 中部横断自動車道(新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT)</li> </ul>

**別表 11：商品券を利用しなかった場合の代替商品の発送に関する事項**

代替商品の内容	配送費用の負担	申し出の有効期間	代替商品の利用有効期間	商品券発行者が指定する発送者
お買物割引券	申込者負担	施設利用日から 3 か月間	発送日から 3 か月間	なし

**別表 12：申込者の個人情報を提供する先として指定する者**

指定者	別表 2 に定める商品券類利用可能施設
-----	---------------------